

広島県訓令  
 広島県議会議事務局訓令  
 広島県選挙管理委員会訓令  
 広島県人事委員会訓令  
 広島県監査委員訓令 第一号  
 広島海区漁業調整委員会訓令  
 広島県土地造成事業管理規程  
 広島県公営企業管理規程

本庁  
 地方機関  
 議会事務局  
 選挙管理委員会事務局  
 人事委員会事務局  
 監査委員事務局  
 労働委員会事務局  
 海区漁業調整委員会事務局  
 商工労働局本庁  
 上下水道部本庁

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

広島県知事横田美香  
 広島県議会議長中本隆志  
 広島県選挙管理委員会委員長大辻茂  
 広島県人事委員会委員長船木孝和  
 広島県代表監査委員三田利江子  
 広島海区漁業調整委員会会長北田國一  
 広島県上下水道部長川西隆弘

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県議会議事務局訓令  
 広島県選挙管理委員会訓令  
 広島県人事委員会訓令 第一号  
 広島県監査委員訓令 第一号  
 広島海区漁業調整委員会訓令  
 広島県土地造成事業管理規程  
 広島県公営企業管理規程

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)  
第二条 (略)

(定義)  
第二条 (略)

一 (略)

一 (略)

二 (略)

二 (略)

区	職
(略)	(略)

区	職
(略)	(略)

行政組織規則第五  
条第二項に規定する  
経営企画チーム、施  
策形成支援チーム及  
びイノベーション推  
進チーム

担当課長又は担当監  
で安全衛生管理を担  
当する者

行政組織規則第五  
条第二項に規定する  
経営企画チーム、施  
策形成支援チーム及  
びイノベーション推  
進チーム

担当部長 担当課長  
又は担当監で安全衛  
生管理を担当する者

イ (略)

イ (略)

三 (略)

三 (略)

(産業医)

(産業医)

第十条 (略)  
2 各機関における産業医は、総務局長が指定する者とする。

第十条 (略)  
2 各機関における産業医は、次のとおりとする。

地域区分	機 関	産 業 医
本庁等地域	本庁	総務局人事課に所属する医師で総務局長が指定する者
西部地域	呉市、廿日市及び山県郡に所在する地方機関	総務局長が指定する者
	東広島市に所在する地方機関	総務局長が指定する者
東部地域	三原市、尾道市及び福山市に所在する地方機関	総務局長が指定する者
	三次市及び庄原市に所在する地方機関	総務局長が指定する者

3 前項の規定にかかわらず、総務局長が特に必要と認める場合の産業医については、総務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。